

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 西野浄水場 No. 1～6 ろ過池流入弁整備修繕
2. 業者名 株式会社 森田鉄工所 北海道営業支店
3. 特定理由

本修繕の対象機器であるろ過池流入弁設備は、ろ過池の運転に関わる設備であり、浄水処理には必要不可欠で重要な機器である。

本修繕は、弁本体の A 級点検、駆動部の B 級点検、並びに組立後の運転調整及び性能確認作業により総合的な機能回復を行い、機器の故障を未然に防ぐための予防保全を図るものである。

本修繕の履行にあたっては、浄水処理に支障が無いよう正確・迅速に実施する必要がある。

本設備は、上記業者が設計・製造及び納入したものである。整備に必要な技術、資料について製造メーカー独自の仕様で一般に公開していないものが多く製造メーカーでなければ入手することが出来ない。また、整備後のメーカー補償を受けるためにも同様であることから上記業者以外で行うことはできない。

以上の理由から、上記業者を特定することとしたい。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 西野浄水場 No.1～2PAC 移送ポンプ整備修繕
- 2 業者名 宝生産業株式会社
- 3 特定理由

本修繕の対象機器である西野浄水場 PAC 移送ポンプは、浄水処理には欠かせない大変重要な機器である。

本修繕は標記移送ポンプを分解し、消耗部品等の交換や、組立後の運転調整及び性能確認作業により総合的な機能回復を行うものである。

本設備は、日機装㈱にて製造したものであるが、主要部品については、日機装㈱独自の開発部品であり、また整備に必要な技術、資料についても独自の仕様で一般に公開しておらず、日機装㈱若しくはその指定を受けたものでなければ入手することが出来ない。

更に本修繕後の試運転や性能確認等の総合的な調整が必要であり、日機装㈱より代理店の指定を受け、本市宛に同社より当該機器の保守の依頼を受けている上記の技術、資料を有する宝生産業㈱以外では行うことはできない。

以上の理由から、他の業者では施工できないため、上記業者を特定することとする。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。

入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契約番号	第72-21-00134号		
件名	宮町取水場No.1～4導水ポンプ整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 4年 6月 22日	午前10時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	7,920,000 円	主管課	72 藻岩浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000013930 (株) 西島製作所 札幌支店		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株) 西島製作所 札幌支店							決定
	7,500,000		7,200,000				
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 宮町取水場 No.1～4 導水ポンプ整備修繕
- 2 業者名 株式会社西島製作所 札幌支店
- 3 特定理由
本修繕の対象機器である導水ポンプは、河川から取水場へ取込んだ、浄水処理する原水を浄水場へ送る役割を担うものである。
本修繕では、製造元の純正部品でなければ既設とは適合せず、また、機器の構造、動作システム、部品の組立調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データと、専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は、対象機器の設計・製造・据付業者であり、本修繕に必要な設計データを保有している唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 宮の森ポンプ場ポンプ設備整備修繕

2. 特定業者名 株式会社西島製作所 札幌支店

3. 特定理由

本修繕は、(株)西島製作所が製造したポンプ設備の整備である。

ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件 名 藻岩下第2ポンプ場自家発電設備整備修繕

2. 特定業者名 メタウォーター株式会社 北海道営業所

3. 特定理由

本修繕は富士電機システムズ株式会社が製造した自家発電設備の整備である。

自家発電設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、製造者である富士電機システムズ株式会社から自家発電設備技術の継承を受けている道内唯一のサービス代理店であることから、特定するものである。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。